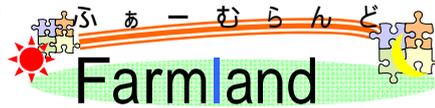




鳥取県農地・水・環境保全協議会

会報



臨時号

平成 26 年 1 月

共同活動組織向けアンケートの結果について

農地・水保全管理支払交付金に係る共同活動向けアンケートを9月に実施し、提出して頂いた290組織の集計が出来上がりましたので、報告させていただきます。なお、ご協力頂きました活動組織の皆様には、お忙しいなか、貴重なご意見・ご要望有難うございました。



来年度より、日本型直接支払がはじまります。

アンケートに記載のありました意見・要望のうち、以下の3点につきましては、早速国へ意見・要望しております。

共同活動は、「地域コミュニティの活性化」に効果がある。構成員以外（ボランティア等）も参加できるような活動を追加して頂きたい。

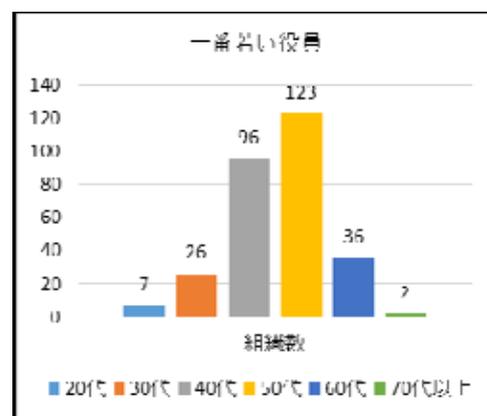
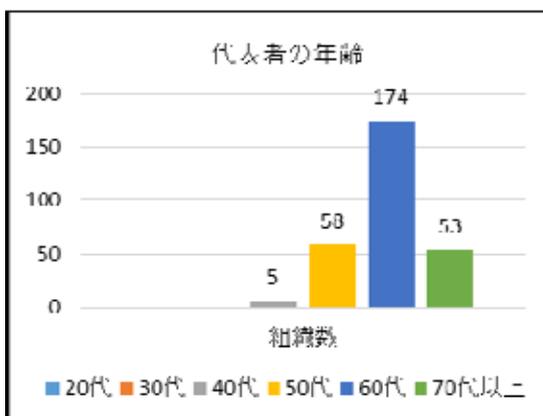
交付金について、現状の単価を下回らないようにお願いします。

書類提出に当たり、今以上に簡素化して頂きたい。

国がどこまで耳を傾けて頂けるかはわかりませんが、機会を見つけて随時意見・要望していきます。

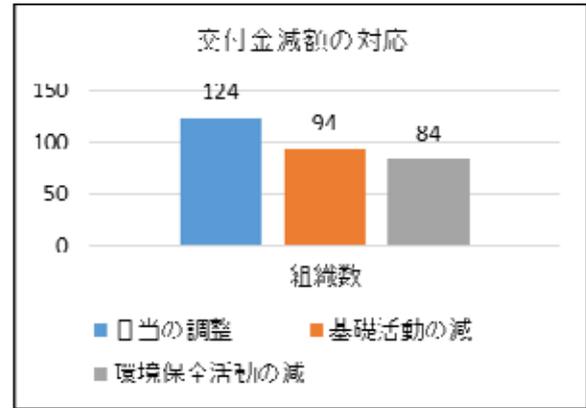
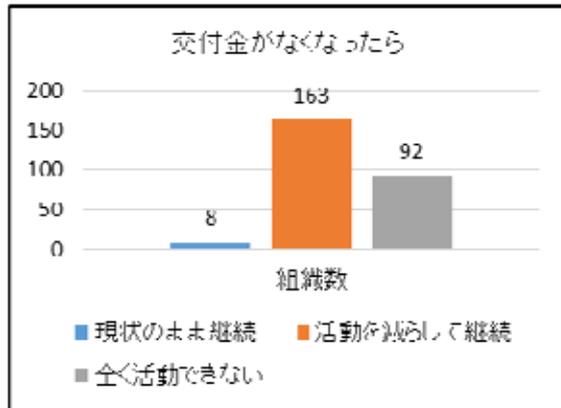
組織について

- ・代表者の年齢については、60代が一番多く174組織で6割をしめている。続いて、50代が58組織、70代が53組織とともに2割であった。
 - ・役員については、「村の役を兼任されている」が一番多い回答であった。又、一番若い役員の年齢は、50代が123組織で4割であった。
 - ・役員のなり手については、「いる」が201組織で約7割であった。しかしながら、なり手の人数は、1名から3名が半数の106組織でした。
- また、役員の交代については、世代交代を進めていると回答したのは、38組織であった。あと、交代理由は、役員の病気、死亡によるものが結構あり、役員の高齢化の影響が垣間見られた。



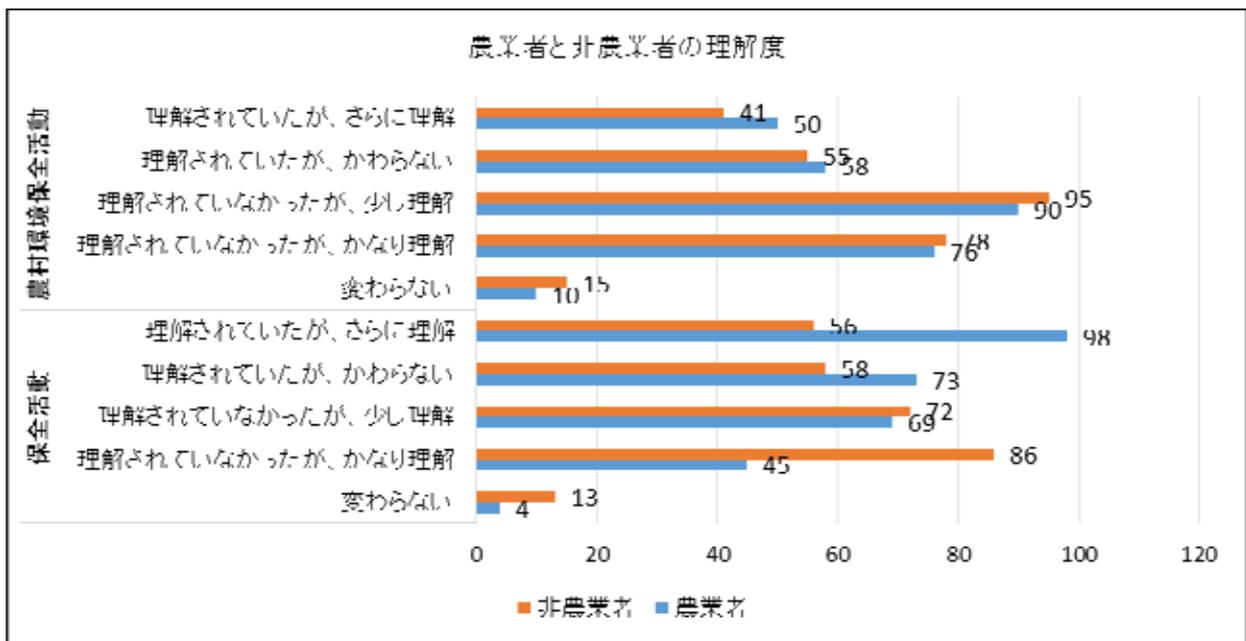
活動について

- 農地・水保全管理支払交付金がなくなったらどうなるかについては、「活動内容を減らして、継続できる」が163組織で6割、「全く活動できなくなる」は92組織で3割であった。その他として、農事実行組合に実施してもらおう等がありました。
- 農地・水保全管理支払交付金の減額対応については、124組織が日当等の調整を実施されている。また、基礎活動の回数を減らしたが94組織、農村環境保全活動を減らしたが84組織であった。その他として、減額分を自己資金（自治会費等で補てん）で対応した等がありました。

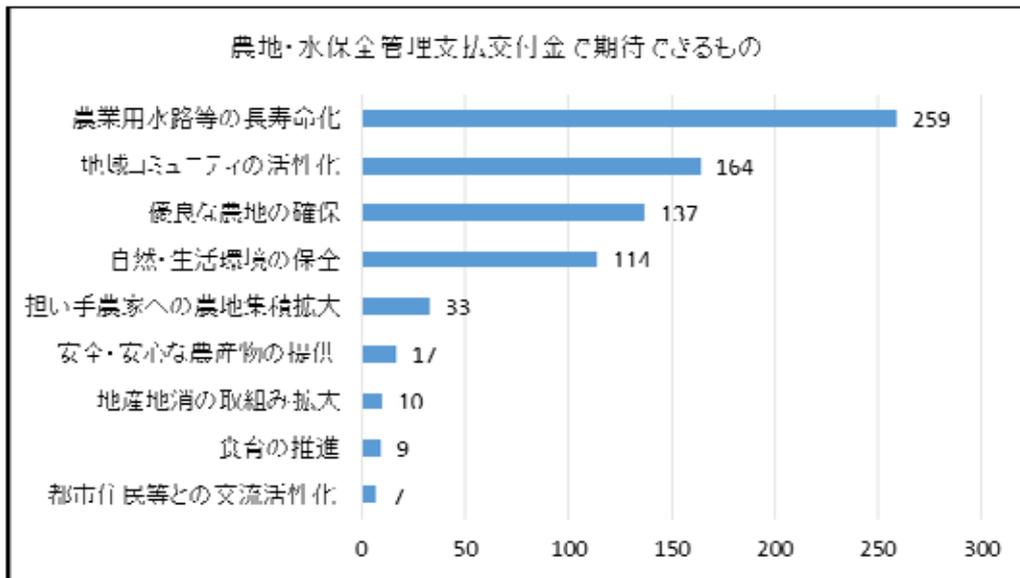


取組みによる効果について

- “保全活動の必要性”に対する理解度について、農業者は、「理解されていたが、さらに理解が高まった」が、非農業者の数が倍近くになっている。非農業者は、「理解されていなかったが、かなり理解されるようになった」が、農業者の倍近くになっている。
- “農村環境保全の必要性”について、農業者、非農業者であまり数の違いは見られなかった。

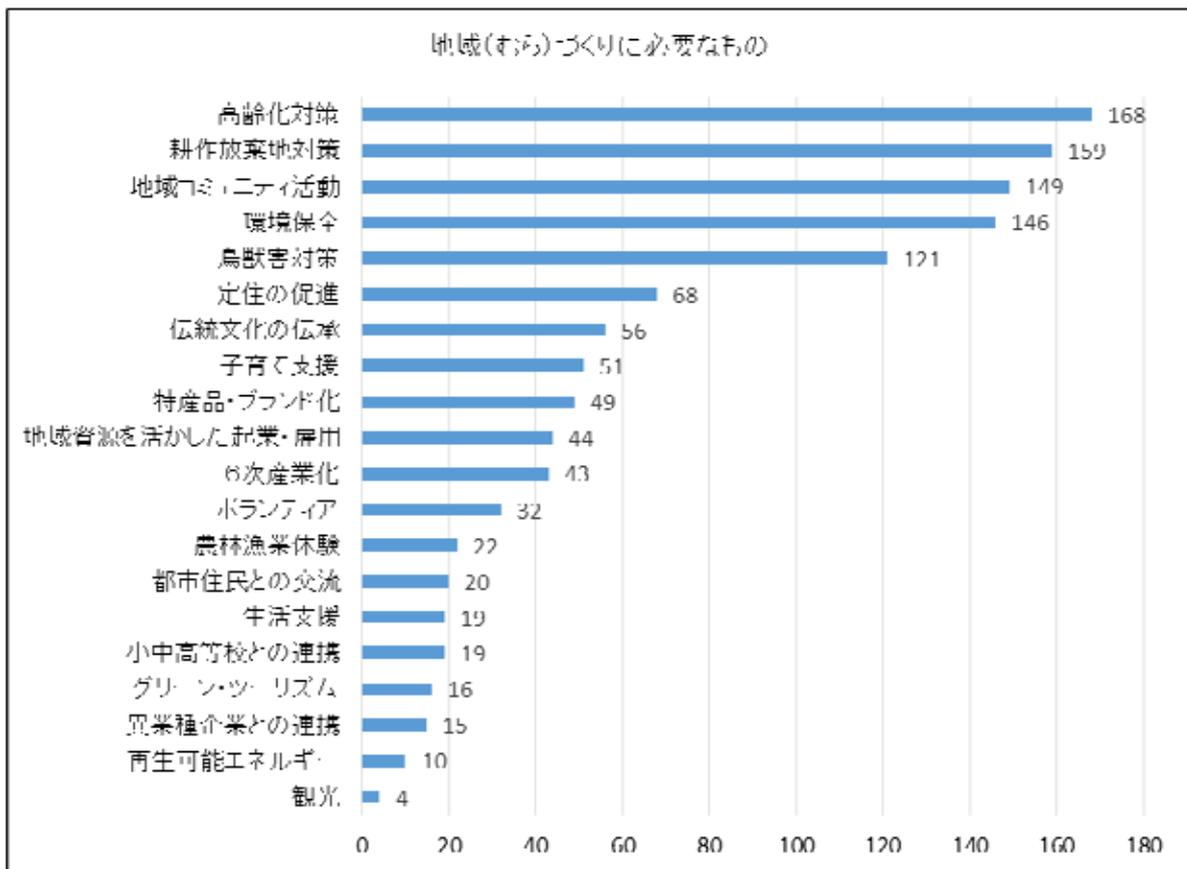


- 農地・水保全管理支払交付金で期待できるものについては、一番多いのは、「農業用水路等の長寿命化」であった。本県では、共同活動と向上活動に取り組んでいる組織が多い結果ではないかと考えられる。次に多かったのは、「地域コミュニティの活性化」であり、「優良な農地の確保」より多かったのは、農家、非農家が構成員の共同活動を象徴しているように思われる。



その他について

- ・地域（むら）づくりに関して必要なことは何かについては、多かった順に「高齢化対策」「耕作放棄地対策」「地域コミュニティ活動」「環境保全」「鳥獣害対策」であった。



- ・集落営農組織（組合）の結成に関して、回答組織数 284 組織のうち、「結成していない」が 191 組織（67%）であった。そのうち、「結成の方向である」が 4 組織、「前向きに検討」が 41 組織であった。

・組織からご意見・ご要望等について

貴重なご意見・ご要望をたくさん頂いておりますが、集約して報告させていただきます。

- ・事務手続き、報告書等提出書類の簡素化を要望します。
- ・共同活動の交付単価を元に戻してほしい。(現在、5年経過又は向上活動と重複は75%単価)
- ・向上活動において、繰越可能として頂きたい。計画している補修等が出来ない。

農政局を通じて意見・要望しました。

- ・交付金を早く交付して頂きたい。又、事業が早くできるようにしてほしい。

交付金につきましては、国、県、市町の交付金がすべて協議会に集まってから活動組織へ交付しております。協議会事務局と致しましても、早く交付したいと考えております。関係機関と連携して迅速に事務処理を進めて参ります。又、向上活動につきましては、事前着手届を提出して頂ければ、事業着手は可能です。但し、交付金が交付されるわけではありません。

- ・農地・水保全管理支払交付金は、今後の農業、集落維持、地域づくりに積極的な地域(非農業者を含めた地区住民の理解度も深まり、参加者も増加しつつある地域)に対して有益なものであるので引きつづき本制度を残してもらいたい。

平成26年度から【日本型直接支払】が始まることになっておりますが、基本的な活動については、継承される予定です。

- ・地域の活性化のためにも、新たな活動に取り組み、住民がふれあい、共同で何かしてみたいと思うこともあります。他の活動組織の事例を紹介、住民説明会等開催して下さったらもっとみなさんに理解してもらえるかと思えます。又、共同活動でどこまで出来るのか、何が出来るのか事例を紹介してほしいです。

協議会と致しましてもさらなる推進活動は必要だとは考えております。本年度は、広報誌の発行回数を増やしました。来年度につきましても、協議会会員(県、市町等)で連携して進めていきたいと考えております。なお、活動内容につきましては、市町担当者へお問い合わせください。

その他記載のあった内容をピックアップしました。

- ・今の制度があるから皆が協力しながら頑張ってきたが、耕作できない人が出てきた場合、集落としての共同作業は難しいので次期事業への参加は厳しいと思われます。
- ・現在、60~70代が活動の中核であるが、次の世代(40~50代)が少なく、今後の活動に支障をきたすことが想定される。
- ・20戸くらいの集落ですが、集落全員が協力して環境保全活動に取り組み、若者が定住できる様に努力したい。
- ・9戸の限界集落ですが、交付金のお陰で崩壊が何とか食い止められている。共同作業に取り組み、より地域の絆が緊密になり、他の集落事業も円滑に進むようになった。取り組みにより、村が活性化している。
- ・農地・水保全管理事業を実施し、自治会の活性化、地域の絆が深まり、楽しく活動できている。